

提出書類一覧【認定用】

(別紙A)

提出書類					被扶養者申告書【認定用】	給与事務担当者証明印	扶養状況・続柄等確認		収入確認						生計維持確認		配偶者の年金	その他	
○は必須です ★は該当する場合のみ提出してください。 (○)(★)は提出をお願いする場合があります。 提出された書類で認定要件の確認ができない場合は、別途書類を求める場合があります。							※1	※2	※3	退職日の証明書の種類 資格喪失の証明書、離職証明書等	公的年金(企業年金含む)・個人年金等がある	給与・報酬等の勤労収入がある (※1原本は写し・3カ月分の明細)	株の譲渡・事業・資産等の収入がある	雇用保険(失業給付)の受給資格がある (※1雇用保険受給資格者)	他に扶養義務者がいる	海外に別居している	国民年金第3号被保険者関係届	左記の書類以外で認定に必要な書類	
続柄	収入要件	被扶養者としての要件を備える者	認定理由	事由発生日	給付様式第2-1-1号	給付様式第2-4号	原本	原本	写し	写し	写し	写し	写し	給付様式第2-7号	写し	給付様式第2-2号			
75歳未満の三親等内の親族 配偶者・子・父母・兄弟姉妹・孫・祖父母 同居を要件としない	【一般認定】 扶養手当が支給される者 ・年額130万円未満 ・月額108,334円未満 ・雇用保険受給者は日額3,612円未満	出生した子	出生	出生日	○	有	○											(★)	
		婚姻した配偶者	婚姻	婚姻日	○	有	○	(○)事実婚											★(★)
		退職した者	退職	退職日の翌日	○	有	○			○									★(★)
		扶養替えをした者 ※8	扶養替え	扶養替えの日	○	有	○			○				○					★(★)
		収入が減少した者 ※9	収入減少	収入減少の日の翌日または翌月1日	○	有	○				○								★(★)
		雇用保険等の受給が終了した者	支給終了	支給終了日の翌日	○	有	○							○					★(★)
		新規認定(国民健康保険から等) ※10	新規	申告日	○	有	○												★(★)
		組合員が採用・他共済から転入した場合	・組合員採用・転入	転入日	○	有	○												★(★)
		その他の事由により認定する者	その他	認定事由の発生日	○	有	○				★	★	★	★	★	★	★	★	★(★)
		上記以外の75歳未満の三親等内親族同居が要件	【特別認定】 扶養手当が支給されない者 ・年額130万円未満 ・月額108,334円未満 ・雇用保険受給者は日額3,612円未満 障害年金が決定している者(併給調整等により支給停止の者含む)または60歳以上の者は ・年額180万円未満、 ・月額15万円未満、 ・雇用保険受給者は日額5千円未満	出生した子	出生	出生日	○	無	○	○									
婚姻した配偶者	婚姻			婚姻日	○	無	○	(○)事実婚	○		★	★	★	★	★	★	★	★	★(★)
退職した者	退職			退職日の翌日	○	無	○	○	○	○	★	★	★	★	★	★	★	★	★(★)
扶養替えをした者 ※8	扶養替え			扶養替えの日	○	無	○	○	○	○	★	★	★	★	○	★	★	★	★(★)
収入が減少した者 ※9	収入減少			収入減少の日の翌日または翌月1日	○	無	○	○	○	○	★	★	★	★	★	★	★	★	★(★)
雇用保険等の受給が終了した者	支給終了			支給終了日の翌日	○	無	○	○	○	○	★	★	★	★	○	★	★	★	★(★)
新規認定(国民健康保険から等) ※10	新規			申告日	○	無	○	○	○	○	★	★	★	★	★	★	★	★	★(★)
組合員が採用・他共済からの転入(4月1日転入除く)した場合	・組合員採用・転入			採用日	○	無	○	○	○	○	★	★	★	★	★	★	★	★	★(★)
組合員が他共済から4月1日付で転入した場合 ※11	転入	転入日	○	無	○		○(検認時)	○(検認時)	★(検認時)	★(検認時)	★(検認時)	★(検認時)	★(検認時)	★(検認時)	★(検認時)	★(検認時)	★	★(★)	
その他の事由により認定する者	その他	認定事由の発生日	○	無	○	○	○	○	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★(★)	
上記以外の75歳未満の三親等内親族同居が要件	【一般認定】	著しい障害がある者	その他	認定事由の発生日	○	有	○	著しい障害があることがわかる書類(医師の診断書等の写し)											
	【特別認定】	その他の事由により認定する者	その他	認定事由の発生日	○	無	上記特別認定の該当書類												

※1 一般認定の場合、県立学校は学校事務センターで証明を受けてください。県機関(県立学校を除く)は認定を受けた「扶養親族届」を添付してください。扶養手当の申請とは別に添付書類が必要です。
 ※2 同居の場合は、世帯全員の続柄が記載されている住民票または住民票記載事項証明書が必要です。配偶者、子、父母、兄弟姉妹、孫、祖父母以外は同居が要件です。事実婚の場合は、原則、住民票に未届の配偶者(夫または妻)と記載のあるものが必須です。住民票が別の場合は、被扶養者の住民票または住民票記載事項証明書と戸籍謄本または戸籍抄本を提出してください。いずれも3か月以内に発行されたものが必須です。
 ※3 収入の種類を確認します。3か月以内に発行されたものが必須です。海外在住で証明書がとれない場合は、除票された住民票が必要です。
 ※4 パート・アルバイト等の収入がある場合は、認定日の直近3か月分の明細を提出してください。収入が減少したと判断される月の翌月1日又は給与支給日の翌日から認定となります。学校の非常勤講師等員の場合は、辞令の写しも提出してください。
 ※5 前年の確定申告等の収入で判断します。収入から共済組合で必要経費と判断したものを控除した額が、収入要件以内でなければ認定できません。
 ※6 海外居住により、住民票が国内にない場合および生活基盤が海外にある場合は認定できません(留学、海外赴任同行、ボランティア、海外での出生、婚姻等は除きます。その場合は、渡航理由がわかる書類を提出してください。)
 ※7 配偶者が20歳以上60歳未満の場合は、提出してください。
 ※8 扶養替え前の健康保険が先に取り消されている場合は、喪失証明書を提出してください。離婚や配偶者の死亡による扶養替えの場合は、離婚日や親権移動日、死亡日等のわかるものの写しを提出してください(認定日は離婚日・死亡日の翌日となります。)
 ※9 組合員の収入より他の扶養義務者の収入が1割以上多い場合は認定できません。他の扶養義務者が被扶養者を認定できない場合は、「扶養理由申立書」にその理由を記入してください。
 ※10 給与明細書等に支給日(支払日)が記載されている場合は、支給日(支払日)の翌日が認定日になり、支給日(支払日)の記載が無い場合は、翌月1日が認定日になります。
 ※11 国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険証の写しを提出してください。
 ※12 4月1日に他共済からの転入者に限り、3月末日まで認定されていた被扶養者証の写しに簡略可能です。